

特 記 仕 様 書

〔南 城 市 土 木 建 築 部 都 市 整 備 課〕

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		1	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及びその他の参考図書(常に最新版)に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。
		2	主任技術者及び監理技術者について	2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
				1	本工事の請負金額が下記に該当する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならい。 次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級土木施工管理とするものに合格した者。 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門、又は林業部門とするものに合格した者。
				2	4千万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
				3	上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者証」という)の交付を受けた者(直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者)でなければならない。
				4	上記の監理技術者は、資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。
				5	監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

特 記 仕 様 書

[南 城 市 土 木 建 築 部 都 市 整 備 課]

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		3	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、(企業)と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	請負者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提示しなければならない。
		4	施工体制台帳	1	請負者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお様式には監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
		5	現場の管理	1	請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		6	現場事務所の設置	1	請負者は、工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		7	疑義の解釈	1	請負者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を照査すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて請負者の負担とする。
		8	工事進捗状況の報告について	1	請負者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督員へ報告しなければならない。
		9	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用するよう努めなければならない。

特 記 仕 様 書

[南 城 市 土 木 建 築 部 都 市 整 備 課]

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		10	生コンクリートについて	1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	均しコンクリートをのぞく、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。
		11	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	工事用資材として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出すること。※) 琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。
		12	工事に使用する資材等の運搬について	1	工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
		13	建設発生土について	1	搬出の抑制及び工事間の利用促進
				1)	搬出の抑御 適正な施工により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。
				2)	工事間利用の促進 建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。
				2	工事現場等における分別及び保管 建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。 重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

特記仕様書

[南城市土木建築部都市整備課]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				3	運搬 次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。 1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。 2) 運搬途中において、一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。 3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。
				4	受入地での埋立及び盛土 建設発生土の工事間流用ができず、受入地に置いて埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、海上運搬埋立地において埋立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。
		14	建設廃棄物の処置について	1	建設廃棄物の処置については、原則として、ゆいくる材の認定を受けた再資源化施設で再資源化することとし、収集運搬及び処分等にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処置指針」を遵守すること。
				2	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、監督員と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
		15	標準操作方式建設機械(バックホウ)の使用について	1	本工事の施工に当たり、建設機械(バックホウ)を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。

特 記 仕 様 書

〔南 城 市 土 木 建 築 部 都 市 整 備 課〕

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		16	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正14年4月1日付け国総施設第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械[ディーゼルエンジン出力7.5～272kw] ・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機 ・ローラ類 ・車輪式トラクタシャベル ・発動発電機 ・油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) ・ホイールクレーン
		17	建設リサイクルについて	1	「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守すること。
				2	請負者は、下請負者へ「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
				3	工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出しなければならない。
				4	工事完成後に「再資源化報告書」を提出しなければならない。
				5	工事で発生した建設資材廃棄物は、廃棄物処理法に基づき許可受けた提携な施設で処理すること。
				6	廃棄物の受入費用は「平日の受入費用」である。
				7	再資源化に要する費用は、正当な理由がある場合を除き変更しない。
		18	赤土等流出防止対策	1	工事の施工にあたっては、沖縄県赤土流出防止条例を遵守し、赤土等赤土流出防止対策技術指針(案)に基づき赤土流出防止対策を実施するものとする。

特 記 仕 様 書

〔南 城 市 土 木 建 築 部 都 市 整 備 課〕

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		19	アスベスト含有建設資材の使用禁止について	1	原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。 上記の確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。
		20	工事完成図書の提出	1	工事竣工後に施工管理基準に定められた様式に基づき次の図書を整理の上提出する事。 ①品質管理②出来型管理③工程管理④写真管理⑤竣工図面⑥竣工写真⑦その他必要書類 請負者は完成図書として、縮小図面(A3版普通紙)2部、CD-ROM2枚、CADデータ(収録メディアは要調整)を作成し、工事完了時に提出すること。
		21	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域会社への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成図書と一緒に提出することができる。
		22	公共事業労務費調査に対する協力	1	本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				2	調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				3	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行われるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
				4	本工事の一部について、下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

特 記 仕 様 書

[南 城 市 土 木 建 築 部 都 市 整 備 課]

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		23	設計図書における資材等の取扱いについて	1	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。
				2	本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督員の承諾を得るものとする。
		24	事業用自動車(緑ナンバー)の使用について		有償による運送は、貨物自動車運送事業法に基づき許可された事業者と運送契約を締結し、事業用自動車(緑ナンバー)を使用すること。

現 場 に お け る 条 件 明 示

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。
		1	現場条件	1	本現場は、道路改良工事を予定しております。
		2	関係機関との調整	1	協議が必要な際には、監督員と調整し協議すること。
		3	安全対策関係	1	工事車両の通行等の際、歩行者の安全対策に留意する。
		4	用地関係	1	なし
		5	濁水処理	1	工事現場から発生する濁水は、工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講ずること。
		6	降雨・地震時	1	降雨・地震時による災害防止として、以下の対策を施工計画書に記載するものとする。 (1)緊急時の避難の方法を予め定めておくこと。 (2)緊急時の避難場所を予め定めておくこと。
		7	工事支障物件等	1	地上・地下等の占用物件で、工事支障物と思われる物件（上水道管、排水路ほか）について現地調査等により位置を把握し、その対策、事故防止に努めなければならない。
				2	請負者の責により支障物件に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し必要な処置をとり、請負者の負担により補修しなければならない。

現 場 に お け る 条 件 明 示

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		8	現場内の立木	1	現場内立木の伐開方法、処分等については、監督員と協議すること。
		9	交通安全対策	1	現場周辺住宅及び畑等に対して十分配慮すること。
				2	工事用道路として使用する道路は、良好の状態に維持されなければならない。請負者は当工事期間中 できる限り、地元住民に不便がないように、且つ公共の安全を損なわないようにしなければならない。
				3	資材、機械置き場については、一般通行及び歩行者に支障のないように適当な場所を確保すること。
		9	苦情処理・安全巡視	1	施工中において、沿道住民及び道路利用者より苦情や意見等があった場合は、丁寧に対応し速やかに 必要な処置を講じるとともに監督員に報告すること。
				2	工事期間中は、安全巡視員を配置して工事現場内における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工 事地域内全般の監視あるいは連絡を行い、安全確保に努めなければならない。
				3	当該現場において、万が一にも公害が生じたりまたは生じる恐れがある場合は、監督職員と請負者が 協議のうえ、その対策を講じるものとし設計変更の対象とする。但し、その原因が請負者の責による場 合はこの限りではない。
		10	現場発生材	1	請負者はコンクリート打設、アスファルト舗装工事の場合は必ず監督員に連絡し立会または指示を受 けた上、施工しなければならない。 また、上記の件について疑問が生じた場合は現場監督員の指示を受けて施工すること。
		11	その他	1	・工種は道路改良工事、積算に係る資料等についてはR7.9時点で最新のものを採用しています。数量及 び内容変更が生じた場合は、設計変更の協議対象とします。